

個人番号利用事務を受託していた事業者が、最初の委託者である行政機関又は地方公共団体の許諾を得ずに同事務を再委託した事案が判明している。



各種説明会、立入検査等における問合せ内容を踏まえ、最初の委託者の許諾を得ていない再委託に関連して、番号法違反と判断され得る事例を改めて明確化する必要がある。



特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）^{（注）}及び（行政機関等・地方公共団体等編）を改正する。

《主な改正項目》

- (1) 再委託
- (2) 特定個人情報の提供制限
- (3) 特定個人情報の収集制限

※パブリックコメントの実施後、令和元年12月を目途に公布・施行予定。

（注）「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を含む。